

鳥根県報

第一、三六一號

平成十四年四月一日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七年島根県規則第一号）第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

目次

告示

- 農業近代化資金の利子補給率の一部改正
島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正
土地改良区の役員の就任及び退任
土地改良区の定款変更の認可
土地改良事業施行の同意

(農業振興課)

島根県告示第四百五十三号
島根県ゴルフ場農薬使用
次のように改正する。

島根県知事 澄田信義

解題予定保安杖

烏雲黑奴人正氏

島根県收入証紙

公
告

林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録

精義和東洋の研究會

平成十四年三月二十六日付け島根県報号外第十九号中

A vertical wavy line, likely representing a boundary or a specific feature in the terrain.

告示

島根県告示第四百五十二号

農業近代化資金の利子補給率（平成十一年島根県告示第九百十三号）の一部を次のよう
に改正し、平成十四年四月一日から適用する。

島根縣報

フルトランセル	2.00	焰	フルトランセル プロビコナゾール	2.00	リ
ペンシクロン	0.40	焰	ペンシクロン ホセチル ポリカーバメイト	0.40 23.00 0.30	リ
ジチオビル	0.08	焰	ジチオビル シデュロン	0.08 3.00	リ
ナプロバミド	0.30	焰	ナプロバミド ハロスルフロンメチル	0.30 0.30	リ
ブタミホス	0.40	焰	ブタミホス フラザスルフロン	0.04 0.30	リ

この告示は、平成十四年四月十九日から施行する。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

鹿足郡日原町土地改良区

島根県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成十四年四月十日付けで認可した。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	同意年月日
八束町 （業）	池跡地区農道事業（基盤整備促進事業） 二本松地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十四年四月十日

島根県告示第四百五十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百五十八号

- 一 解除予定保安林の所在場所
能義郡広瀬町布部二六一二の三
二 保安林として指定された目的
水源のかん養
三 解除の理由
指定理由の消滅

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

県道	道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木事務所の名称	備考
印賀横田線	仁多郡横田町大字大呂一〇〇五六番二地先まで 大字一〇〇四番二地先まで	仁多郡横田町大字大呂一〇〇五六番二地先から同	一六〇・〇一メートル	九日	平成十四年四月十	仁多土木事務所	

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百五十九号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の代表者の住所を変更した旨届出があった。

公 告

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

島根県知事 澄田信義

平成十四年 三月三一日	八四四	平田市平田町九五一番地一	平田市平田町九五一番地一 平田市長 大田 満保
廃止年月日 指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名	

島根県告示第四百六十号

次の者から島根県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があつた。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

指定年月日	番号	指定	新
平成十三年十一月六日	九六二一	松江市北陵町 一番地 テクノアーク しまね	売りさばき 場所
園山正彦 代表取締役	町二七八番地 一〇 有限会社フー ドサービス八	松江市東朝日 町二七八番地	住所及び氏名
雲 しまね	松江市北陵町 一番地 テクノアーク	松江市殿町一 一一番地 有限会社フー ドサービス八	売りさばき 場所
園山正彦 代表取締役	雲 ドサービス八	松江市殿町一 一一番地 有限会社フー ドサービス八	住所及び氏名

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の規定に基づく生産事業者の登録が次のとおり失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容
種 穂	苗 木	
二一〇	二〇四	二〇三
錦織 嘉恵 大原郡加茂町大字岩倉 五 六	加茂町森林組合 大原郡加茂町加茂中	大原郡森林組合 大原郡大東町大東
○	○	○
		○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
大字岩倉 大原郡加茂町	加茂中 大原郡加茂町	大東 大原郡大東町
事業所の所在地		

平成十四年三月二十六日付け島根県報号外第十九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

正

別表第一の四十三の項の
改正規定

普通自動車第一種免許

普通自動車第一種免許

正 誤

平成14年4月19日

島根県報

第1,361号(6)

平成十四年四月十九日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)